

「共済事業向けの総合的な監督指針の策定について」の一部改正について

平成 29 年 2 月 28 日
厚生労働省社会・援護局地域福祉課
消費生活協同組合業務室

1. 改正の趣旨及び内容

消費生活協同組合法施行規則（昭和 23 年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第 1 号）が改正され、平成 29 年 4 月 1 日（予定）から、現金等紛失に係る不祥事件届出の金額基準が撤廃されることに伴い、同規則第 254 条第 3 項第 5 号に該当する例示のうち、不要となる例示を削除する。

※ 改正内容の詳細は、別紙新旧対照表参照

2. 適用日

平成 29 年 4 月 1 日（予定）